

参議院広島県選出議員再選挙選挙長告示第二号

令和三年四月二十五日執行の参議院広島県選出議員再選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和三年四月八日

参議院広島県選出議員再選挙選挙長 国 政 道 明

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、令和三年四月二十三日午前九時に広島県庁で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、令和三年四月二十七日午前八時三十分に広島市中区基町六番三六号ホテルメルパルク広島六階瑞雲で行う。